

# 中村青色だより

1面…新年のご挨拶  
3面…消費税・インボイス制度

2面…決算/所得税確定申告書の改訂  
4面…帳簿記帳/各種お知らせと報告

第192号  
令和5年1月1日発行  
一般社団法人  
名古屋中村青色申告会  
名古屋市中村区太閤通6-99-8  
052 (485) 9780  
info@nagoya-nakamura-aiiro.or.jp  
https://nakamura-aiiro.jimdofree.com



一般社団法人名古屋中村青色申告会の皆様には、平素から税務行政に対しまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

間もなく令和4年分の所得税・消費税の確定申告の時期を迎えます。昨年の確定申告は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から、申告・納付等の期限の個別延長が認められることとなるなど、一昨年に引き続き、新型コロナウイルスの影響を受けた確定申告ではありましたが、名古屋中村青色申告会の皆様には、記帳指導や決算指導など適正申告に向けた取組を行っていただき、深く感謝申し上げます。

本年の確定申告においては、スマホ申告を通じて納税者利便の向上と新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、自宅等からのe-Taxの

利用による申告を推進するほか、確定申告会場におきましては、政府の方針や感染状況等を踏まえ、適切な感染防止策を講じた上で、全署に青色・記帳説明コーナーを設置し、多くの方に利用していただけるよう積極的な案内を指示してまいります。

当局としましては、事業者の方に記帳・帳簿等の保存制度や青色申告制度を正しく理解していただくために、同コーナーは、非常に意義のあるものと考えています。名古屋中村青色申告会の皆様におかれましては、青色申告制度の普及と誠実な記帳による適正な申告の推進に向けて、引き続き、同コーナーの運営に御理解と御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、本年10月にインボイス制度が実施されます。

名古屋中村青色申告会におかれましては、昨年来、インボイス制度説明会の開催等を通じて、積極的な制度の周知・広報を行っていただきました。皆様のお力添えもあり、インボイス発行事業者の登録を予定されている会員の皆様に登録申請を行っていただけたものと考えています。

インボイス制度の周知・広報に係る皆様の取組に改めて深く感謝申し上げます。

私どもとしましては、これまで以上に名古屋中村青色申告会の皆様と連携・協力を図り、記帳慣行の定着、青色申告制度の普及及びインボイス制度の円滑な実施に向け、ともに取り組んでいきたいと考えておりますので、更なるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、名古屋中村青色申告会のお務めの御発展と、会員の皆様の御健康並びに事業の御繁栄を心より祈念いたしました。確定申告に当たっての御挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶  
今年一年、皆様におかれましては、ご多幸であります。本年も引き続き取り組むとともに電子帳簿保存法・記帳水準向上等の説明会を予定しておりますので、ぜひご参加ください。

新年早々、「中村区役所新庁舎完成、一月四日に移転を実施」という区民にとって喜ばしいニュースが入って参りました。

今年一年、皆様におかれましては、ご多幸であります。本年も引き続き取り組むとともに電子帳簿保存法・記帳水準向上等の説明会を予定しておりますので、ぜひご参加ください。

## 確定申告に当たって



名古屋国税局  
個人課税課長 山本 久美子

名古屋中村青色申告会におかれましては、昨年来、インボイス制度説明会の開催等を通じて、積極的な制度の周知・広報を行っていただきました。皆様のお力添えもあり、インボイス発行事業者の登録を予定されている会員の皆様に登録申請を行っていただけたものと考えています。

インボイス制度の周知・広報に係る皆様の取組に改めて深く感謝申し上げます。

私どもとしましては、これまで以上に名古屋中村青色申告会の皆様と連携・協力を図り、記帳慣行の定着、青色申告制度の普及及びインボイス制度の円滑な実施に向け、ともに取り組んでいきたいと考えておりますので、更なるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、名古屋中村青色申告会のお務めの御発展と、会員の皆様の御健康並びに事業の御繁栄を心より祈念いたしました。確定申告に当たっての御挨拶とさせていただきます。

## 会長あいさつ



会長  
仲村 文生

新年のお慶びを申し上げます。

会員の皆さまには、日頃より活動へのご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス禍で続いたイベント開催が行われるようになってまいりました。申告会でも徐々にではありますが、セミナーや各種説明会など活動を再開し、会員の皆さまにはご参加やご協力をいただき感謝申し上げます。

昨年は消費税のインボイス制度について、会員の皆さまの相談にのじたりと多くの時間を費やしてまいりました。本年も引き続き取り組むとともに電子帳簿保存法・記帳水準向上等の説明会を予定しておりますので、ぜひご参加ください。

新年早々、「中村区役所新庁舎完成、一月四日に移転を実施」という区民にとって喜ばしいニュースが入って参りました。

今年一年、皆様におかれましては、ご多幸であります。本年も引き続き取り組むとともに電子帳簿保存法・記帳水準向上等の説明会を予定しておりますので、ぜひご参加ください。

## 申告漏れがあった場合には…

### 売上げに関する帳簿を作成・保存していない事業者の方は加算税が重くなります


帳簿を作成・保存する義務のある事業者の方について、売上げに関する帳簿を保存していなかったことや帳簿の売上げについての記載が不十分であったことが税務調査において把握された場合には、帳簿に記載すべき事項に関する申告漏れ等に対して通常課される加算税(過少申告加算税・無申告加算税)の割合が最大10%加重される措置が講じられました。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する申告所得税・法人税・消費税について適用されます。  
(例) 申告所得税の場合は、令和5年分の確定申告に対する修正申告等から対象

### 対象となる事業者

- 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う個人事業者
- 法人
- 消費税の課税事業者



会計ソフトを利用することで簡単に帳簿の作成ができます。会計ソフトの利用をぜひご検討ください。



### 対象となる帳簿

- 仕訳帳・総勘定元帳の売上げ(収入)の金額に関する部分
- 売上帳・現金出納帳などの売上げ(収入)の金額が確認できる帳簿

個人事業者の記帳・帳簿等の保存制度や、加算税の加重措置に関するQ&Aについては、国税庁ホームページをご覧ください。

令和4年9月



申告漏れをしないよう  
帳簿記帳をしっかりとしよう!

中村区役所新庁舎住所  
〒453-8626 中村区松原町1-2-3  
東山線「本陣(中村区役所)」駅  
3番出口 徒歩1分

令和5年1月4日  
中村区役所が新庁舎に移転いたします。  
同時にささしま市税事務所も移転し、名称が本陣市税事務所に変更になります。

◇11月18日  
「相続・遺言」20名参加  
◇11月28日  
「第4回インボイス制度説明会」18名参加

新年明けましておめでとうございます。  
今年も事務局から皆様へ更なる情報発信ができるよう精進していきたく思っております。本年も何卒よろしくお願いいたします。皆様の事業が、卯年にあやかり益々ぴょんぴょんと飛躍しますようお祈り申し上げます。



11月に2回のセミナーを開催しました。

「税を考える週間」の行事として中村税務連絡協議会による活動がナナちゃん人形前にて行われました。当会からは3名の役員が参加し、電子申告の呼びかけとティッシュの配布を行いました。

11月9日







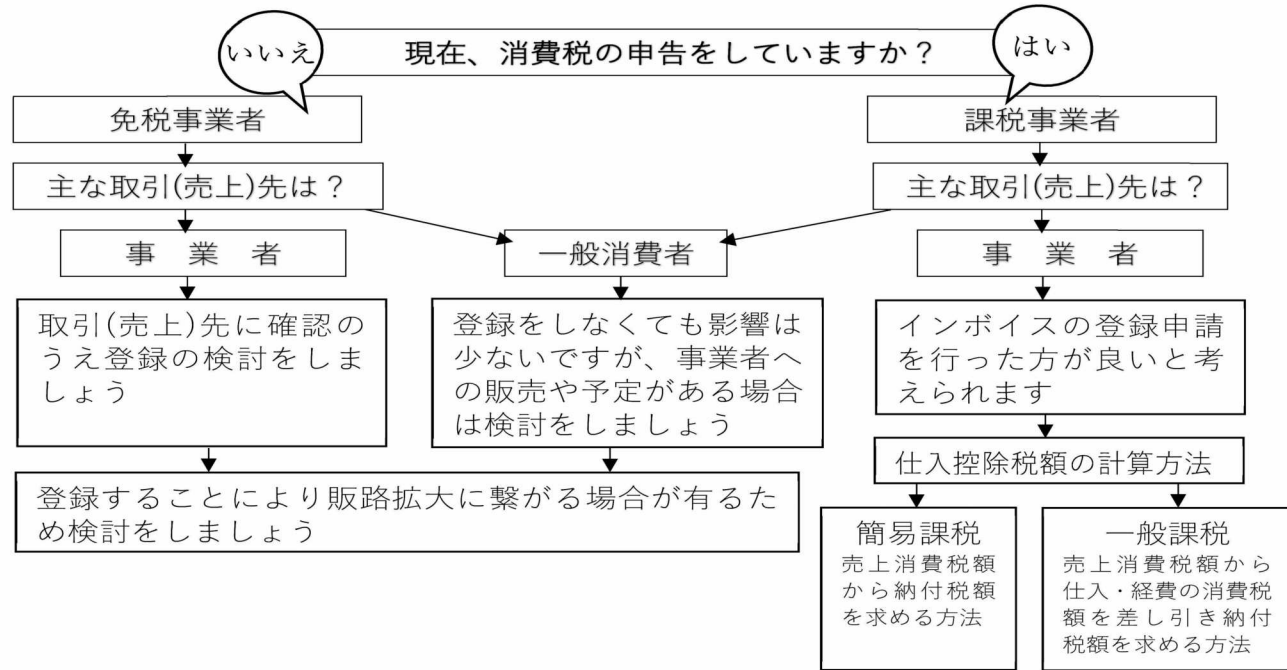
10月1日スタート!

# インボイス制度

インボイス発行事業者の登録申請は原則3月31日まで

インボイス発行事業者に未登録の方は、今一度、下記フローチャートにて申請の判断をしてください。課税事業者の方は申請をお勧めします。

## インボイス登録申請判断チャート



## 登録申請後「登録通知書」を受け取った方

### 「売上先への周知」

登録申請後「登録通知書」が届きます。インボイスの対応を各事業者は急ぎ進めている最中ですので、登録通知書のコピーを売上先に送付してあげてください。飲食店など店舗の方は、インボイス登録事業者である旨を、店内や店外などに掲示し周知することも有効です。

通知書は再発行されませんので大切に保管ください。

登録された情報(個人事業主の場合…登録番号・氏名・登録した方は屋号)は「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」に公表されます。ご自身や取引先の登録番号を入力し確認を行いましょ。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」



令和4年分の決算処理をし、青色申告決算書の作成をしてください。青色申告決算書は事務局に用意してあります。国税庁のHPからダウンロードもできます。



一般用→



不動産用→

決算処理項目…自身が必要な決算処理を行ってください。

- 新型コロナウイルス感染症による給付金…令和4年に給付があったものを雑収入に計上
- 棚卸資産(仕入商品等)の棚卸し
- 売掛金 買掛金 未払金 前受金 前払金 未収金
- 自家消費 家事按分 貸倒れの整理
- 減価償却費の計算…減価償却資産の購入・売却・買換・廃棄がある場合は処理が必要 \*10万円以上の修繕をした場合、修繕なのか資本的支出なのか判断が必要
- 貸付不動産事業…未収賃貸料 前受賃貸料 \*一年間に受け取るべき賃貸料を計上



令和4年分確定申告書が改訂されました。申告書Aが廃止され、申告書Bに用紙が一本化されます。確定申告書は事務局に用意してあります。国税庁のHPからダウンロードもできます。→



第一表に修正申告欄(第五表の廃止のため)が新設されました。

修正前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に△を記載)	53	
修正申告 第3期分の税額の増加額	54	00

第二表の住民税に関する事項に退職所得がある方の記入欄が新設されました。



### 減価償却資産の売却

事業用の車両運搬具や器具・備品など減価償却資産の売却代金は、原則として譲渡所得の収入金額となり、事業所得などの収入金額にはなりません。しかし、所得税(総合課税)の確定申告が必要です。また、消費税(課税事業者の方)の確定申告の際も収入になります。